

# 令和8年度 中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）

## 募集案内

（公財）静岡県産業振興財団（以下「産業財団」という）は、中小企業者等の戦略的な外国出願を促進するため、基礎となる出願（特許、実用新案、意匠、商標）と同内容の外国出願にかかる経費の一部を補助します。

### 1 対象者

静岡県内に事業所を有し、以下のいずれかに該当する者

- ① 中小企業者（中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定）
- ② ①で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が3分の2以上）
- ③ 事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人（地域団体商標に係る商標出願のみ）

※以下に該当する者は除く。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している
- ・大企業の役員又は職員を兼ねる者が、役員総数の2分の1以上を占めている
- ・資本金又は出資総額が5億円以上の法人が直接又は間接に100%の株式を保有している
- ・補助金申請時に確定している（申告済の）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えている

### 2 対象となる出願

応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後、年度内に優先権を主張して外国へ出願を行う予定の案件（商標については優先権がない案件も可）。

案件種別ごとの詳しい出願方法は以下のとおりです。

#### <特許・実用新案>

- ・既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ・既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を優先権主張するPCT国際出願を、採択後に国内段階に移行する案件。
- ・日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願を優先権主張していないPCT国際出願（ダイレクトPCT含む）を、採択後に国内段階に移行する案件。ただし、日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願に限る。

#### <意匠>

- ・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ・採択後に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を優先権主張せずにハーグ出願を行う案件。ただし、ハーグ出願時に日本を指定締約国に含めるものに限る。

#### <商標（抜け駆け対策商標）>

- ・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後に外国特許庁に対して出願を行う案件。ただし、優先権を主張しない場合は、別に定めた出願の範囲に限る。
- ・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後にマドプロ出願（事後指定を含む）を行う案件。

### 3 補助対象経費

外国出願に係る経費（外国特許庁への出願手数料／現地・国内代理人に要する経費／翻訳費 等）

#### <対象外経費の一例>

- ・交付決定前に発生した費用（先行技術調査料、補助金申請書作成に係る代理人費用など）
- ・国内消費税および海外での付加価値税やサービス税 等
- ・一度外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に外国特許庁や国内代理人に支払った費用（中間手続きに係る経費、出願と同日の手続きではない審査請求料、登録料、維持年金・手数料 等）
- ・PCT 国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料）
- ・日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料

## 4 対象となる期間

交付決定日から令和8年12月31日までに出願を完了するもの

## 5 補助率

補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数切り捨て）

## 6 上限額

- 1 企業に対する上限額： 300万円（複数案件の場合）  
1 出願に対する上限額： 特許 150万円、 実用新案・意匠・商標 60万円  
 抜け駆け対策商標（第三者による抜け駆け出願の対策） 30万円

## 7 募集期間

令和8年6月5日（金）17時必着

※令和8年5月29日（金）までに必ず事前相談を受けてください。

## 8 申請書類

実施要領により詳細、必要書類をご確認ください。

申請書等の様式は、産業財団HPからダウンロードしてください。

- ・間接補助金交付申請書 1部
- ・協力承諾書 1部（選任代理人に依頼しない場合は不要）
- ・県税納税証明書（原本）1部
- ・添付書類 各7部（実施要領の添付書類を確認ください）
- ・加点措置を希望する場合の提出書類（②～⑥については、該当するものの認定証等の写し 1部）
  - ① 賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書 1部  
※様式は産業財団までお問い合わせください。
  - ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定企業）
  - ③ 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）  
※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
  - ④ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定企業）
  - ⑤ 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）  
※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
  - ⑥ 青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

## 9 選考

申請者によるプレゼンテーションを行い、審査の上決定（申請多数の場合は書面審査を実施する可能性あり）

<採択基準>

- ・先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと
- ・間接補助を受ける出願に関し海外での権利が成立した場合に「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「抜け駆け商標出願対策の意思を有している」こと
- ・外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること など

<加点措置>

- ① 地域未来牽引企業
- ② 賃上げ実施企業
  - ・申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、2.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
  - ・採択された場合、賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要。
  - ・なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。
  - ・賃上げが2.5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要。
  - ・賃上げ実績の確認結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還の可能性がります。詳細は提出する誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

### ③ ワーク・ライフ・バランス推進企業

- ・該当条件については、上記 **8 申請書類** の「加点措置を希望する場合の提出書類」における②～⑥を参照ください。

## 10 今後のスケジュール

令和8年 6月29日	審査委員会
令和8年 7月 上旬	交付決定
令和8年12月31日	外国出願完了
令和9年 1月31日	実績報告書の提出期限（注1、2）
	注1：関連するすべての支払を終えていること
	注2： <u>支払完了から計算して30日以内</u> 又は令和9年1月31日までのいずれか早い日
令和9年 2月～3月	実績報告書に基づく確定検査（随時）
令和9年 3月末まで	間接補助額の確定及び間接補助金交付完了
	※確定通知に記載の指定期日までに請求書の到着が確認できない場合、交付取り消しとなり補助金交付できませんので、ご注意ください。

## 11 その他、交付における条件（実施要領の内容と併せてご確認ください）

- ・外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任代理人）の協力が得られる、又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合に同等の書類を提出できること。
- ・事業実施中および終了後の状況確認調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力すること。
- ・外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。
- ・交付決定を受けた場合、事業者名、所在地及び交付の決定を受けた出願種別を産業財団HPで公表します。また、経済産業省の判断・指示に基づき、その他の情報についても公表することがあります。
- ・経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする事です。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

- ・申請時、事業実施期間中、事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含まれます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力を同意したものとみなします。

## 12 申請・問い合わせ先

申請書類を下記まで郵送、持参により提出してください。  
郵送の場合は、(簡易)書留など郵送した記録が残る方法で行ってください。



公益財団法人  
静岡県産業振興財団  
Shizuoka Industrial Foundation

〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 4階  
DX・生産性向上チーム  
TEL：054-273-4434 E-mail：[chizai@ric-shizuoka.or.jp](mailto:chizai@ric-shizuoka.or.jp)